

多治見市告示第 228 号

多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号。以下「条例」という。)
第 7 条第 1 項第 3 号及び同条第 7 項の規定により施設又は物件若しくは公共
的団体の指定をしたので、同条例第 27 条の規定により別添のとおり告示す
る。

平成 21 年 12 月 22 日

多治見市長 古 川 雅 典

- 1 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する施設又は物件
アーケード、街灯柱又は公園施設
- 2 条例第 7 条第 7 項に規定する公共的団体
岐阜県交通安全協会又は東濃地区交通安全協会

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

多治見市告示第 58 号

多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号)第 7 条第 1 項第 3 号及び同条第 7 項の規定による施設又は物件若しくは公共的団体の指定に関する告示(平成 21 年告示第 228 号)の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 30 日

多治見市長 古 川 雅 典

第 2 項中「又は東濃地区交通安全協会」を「東濃地区交通安全協会、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人」に改める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。